

## 新型コロナウイルス関連情報（7月30日現在）

1 喫連邦保健省によれば、30日（木）15時現在、新たにオーストリア国内で152名の新型コロナウイルス（COVID-19）感染の確定症例及び2名の死亡事例が発生した旨報告されました。これでオーストリアにおける確定症例は20,989名（内死亡数：718名、治癒数：18,628名）となります。

国内発生状況（州：累計確定症例数（前日比））

- ・ウィーン市（州）：4,980名（+58）（内死亡204名、治癒4,224名）
- ・チロル州：3,690名（+6）（内死亡108名、治癒3,524名）
- ・オーバーエーステライヒ州：3,661名（+51）（内死亡64名、治癒3,123名）
- ・ニーダーエーステライヒ州：3,352名（+11）（内死亡107名、治癒2,989名）
- ・シュタイアーマルク州：2,092名（+6）（内死亡155名、治癒1,821名）
- ・ザルツブルク州：1,386名（+9）（内死亡37名、治癒1,245名）
- ・フォアアールベルク州：954名（+1）（内死亡19名、治癒902名）
- ・ケルンテン州：459名（+2）（内死亡13名、治癒434名）
- ・ブルゲンラント州：415名（+8）（内死亡11名、治癒366名）

（当館注：オーバーエーステライヒ州、ニーダーエーステライヒ州で各1名の死亡数が新たに計上され、合計718名となりました。）

2 25日付領事メールでご案内した、7月27日施行の喫保健省令に基づくオーストリアへの入国制限（検疫）の概要について、表形式で見やすくしたものを当館新型コロナウイルス専用ページに掲載しました。

[https://www.at.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/coronavirus\\_ja.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itpr_ja/coronavirus_ja.html)

3 29日、改正保健省令が公布され、「公共の場における同居人以外との最低1メートルの距離維持」を義務付ける規定が削除されました。ただし、公共交通機関内、行事など一定の空間での距離維持の義務付けに変更はありません。なお、本改正は30日から発効しました。

4 新型コロナウイルスは風邪と同様に、せきやくしゃみなどの飛沫で感染するとされていますので、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染症対策に努めてください。

なお、オーストリア保健・食品安全機関（AGES）は、新型コロナウイルスへの感染の疑いがない人については通常の石鹸で十分であると強調し、消毒液は医療目的で消毒が必要な人・機関により使用されるべきであるとしています。

参考：コロナウイルス感染予防措置

- ・定期的に、約30秒間石鹸で手洗いをする
- ・顔（特に口、目、鼻）を指で触らない
- ・握手と抱擁を避ける
- ・鼻をかむ際、咳をする際は使い捨てティッシュに行くか、腕で口・鼻を覆って行う。ハンカチを使う場合は使用した後で捨てる。

#### 【参考】

##### ■ オーストリア保健省

○新型コロナウイルス情報（独語）

[https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-\(2019-nCov\).html](https://www.sozialministerium.at/Services/News-und-Events/Neuartiges-Coronavirus-(2019-nCov).html)

○新型コロナウイルス・ホットライン（独語・英語）

Infoline Coronavirus: 0800 555 621（月一金、9:00-17:00）

ウェブサイト：<https://www.ages.at/themen/krankheitserreger/coronavirus/>

##### ■ 日本厚生労働省

○新型コロナウイルス関連情報

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○新型コロナウイルスに関する Q&A

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/dengue\\_fever\\_ga\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html)

■ 世界保健機関 (WHO)

○ウェブサイト：<https://www.who.int/health-topics/coronavirus>

(問い合わせ先)

○在オーストリア日本国大使館

住所：Hessgasse 6, 1010 Vienna, Austria

電話：（市外局番 0 1） 5 3 1 9 2 0

Fax：（市外局番 0 1） 5 3 2 0 5 9 0

ホームページ：[https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)